

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年3月まで

私は、昭和51年2月か同年3月頃に勤めていた事業所を退職してA町の実家に帰った後、同年3月か同年4月頃に支所で申立期間の国民年金保険料をまとめて2万8,000円から3万円ぐらいを納付した。

当時、郵便局でまとまった額を引き出し、支所の窓口で納付したことを覚えており、申立期間が未納になっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間は、全て国民年金保険料を現年度納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っていることから、納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人は、昭和51年3月か同年4月頃に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年4月に払い出されたことが推認でき、当該時点で申立期間の保険料を全て納付することができる上、申立人が供述する保険料額は、申立期間の保険料とほぼ一致していることから、申立人の供述に信ぴょう性が認められる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間後の昭和51年9月から同年12月までの保険料を厚生年金保険との重複により52年2月8日に還付されていることが確認できるが、還付の時点では申立期間の一部に充当することができたにもかかわらず保険料が充当された記録が確認できないことから、社会保険庁（当時）において、適正な事務処理がなされていない可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年8月11日は17万円、19年7月31日及び20年7月31日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月11日
② 平成19年7月31日
③ 平成20年7月31日

A社に勤務していた期間のうち申立期間①、②及び③に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、平成18年8月11日は17万円、19年7月31日及び20年7月31日は18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①、②及び③当時に事務手続を誤ったとして訂

正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成19年7月31日は5万円、20年7月31日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月31日
② 平成20年7月31日

A社に勤務していた期間のうち申立期間①及び②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないので、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、平成19年7月31日は5万円、20年7月31日は15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①及び②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、

事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から同年9月まで
私は、昭和61年3月に大学を卒業後、国民年金に加入し、申立期間の保険料をまとめて納付した。しかし、申立期間は未納となっており、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の付加保険料の納付申請日（昭和61年6月11日）の記録及び前後の被保険者の納付記録等から、昭和61年6月頃に払い出されたことが推認でき、当該払出しの時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとしているが、納付時期については覚えていないとしている上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の資金を用意し、納付に付き添ったとする申立人の母親は高齢のため事情を聴取できないことから、申立期間に係る保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和61年10月からは、国民年金保険料を毎月納付していたとしているが、オンライン記録を見ると、同年10月から62年3月までの期間及び同年10月から63年1月までの期間の保険料は、過年度納付していることが確認でき、申立人の主張と符合しない。

さらに、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 17 日から 34 年 12 月 10 日まで
② 昭和 37 年 4 月 21 日から 38 年 5 月 25 日まで
③ 昭和 38 年 9 月 23 日から 41 年 4 月 21 日まで

私は、昭和 41 年 4 月 20 日まで A 社に勤務しており、同社を退職後、申立期間①、②及び③について脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給した旨の「脱支給済」の印が押されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 41 年 9 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人が脱退手当金支給決定日前に厚生年金保険の被保険者として勤務していた 8 事業所のうち、申立期間①、②及び③以外の事業所に係る被保険者期間については脱退手当金の計算の基礎に含まれていないが、当該被保険者期間に係る記録は、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号とは別の番号で管理されていたことから、当時、請求者から申出が無い場合、社会保険事務所（当時）においては、当該被保険者期間を把握することが困難であったと考えられることから、未請求期間が存在することに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 4 月 2 日まで
私は、昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで A 社に勤務し厚生年金保険に加入していたが、オンライン記録では、脱退手当金を受け取ったことになっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求したことも受け取ったこともなく、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の 5 ページに記載されている者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 21 年 4 月の前後 2 年以内に資格喪失した者から転勤者を除いた 17 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を除く 5 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 2 人の支給日が、申立人と同一の支給日であることが確認できることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 2 日から 39 年 1 月 10 日まで
日本年金機構から脱退手当金の受給を確認するはがきが届き、私は初めて脱退手当金の支給記録があることを知った。
私は、脱退手当金を受け取ったことは無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間前の期間における申立人のA社及びB社に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、両事業所に係る脱退手当金が昭和 32 年 12 月 11 日に支給された旨の記載が確認できるとともに、両事業所に係る被保険者期間の脱退手当金が支給済みであることを社会保険庁（当時）から申立期間に係る脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことを示す「回答済 42.5.18」の印が押されており、この回答日（昭和 42 年 5 月 18 日）と申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給決定日とされる 42 年 6 月 23 日が近接していることから、申立期間と同一の記号番号で管理されていた両事業所に係る被保険者期間について、申立期間に係る脱退手当金の裁定を行うために記録照会が行われていたことが推認できる。

その際、仮に両事業所に係る被保険者期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該被保険者期間も併せて支給決定がなされるべきところ、当該旧台帳の記載内容を踏まえると、当該被保険者期間については既に脱退手当金が支給済みであったために申立期間に係る脱退手当金の請求手続が行われたものと考えるのが自然であり、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、昭和 59 年 7 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 30 年 3 月 1 日から同年 7 月 10 日まで
③ 昭和 31 年 2 月 14 日から 32 年 1 月 30 日まで
④ 昭和 33 年 12 月 4 日から 34 年 9 月 1 日まで

私の年金の加入記録を確認すると、昭和 28 年 6 月 1 日から 32 年 1 月 30 日までの期間及び 33 年 12 月 4 日から 34 年 9 月 1 日までの期間の計 4 社に係る 28 か月の厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を受け取っている記録となっているが、当該脱退手当金を受け取った記憶は無く、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 事業所(申立期間④)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間①から④までを合算した期間(28 月)に基づいて計算されており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2180 (事案 579、1272、1942 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月から35年10月まで
② 昭和35年10月から36年5月まで
③ 昭和36年5月から同年10月まで
④ 昭和36年10月から38年6月まで

年金記録確認第三者委員会の基本方針が書かれた「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(以下「基本方針」という。)を見ると、前回の申立てが認められなかった理由に納得できない。

基本方針の「第1 基本的考え方」の2及び3、「第3 判断の基準」の1及び3、「別表2」の肯定的な周辺事情の例を肯定的に審査してもらえば、申立期間全体が一方向的に却下されることはあり得ないので、前回までの申立てに係る資料を基に再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④(初回に、申立ての無かった昭和38年5月及び同年6月を除く。)に係る申立てについては、i) 社会保険事務所(当時)が保管しているA社B支店及び同社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の記録は無いこと、ii) 同社本社では、当時の記録が無いため、厚生年金保険の加入の有無は不明であるとしていること、iii) 申立期間当時、申立人と同じ班で基幹要員であった3人は、申立人と同様に厚生年金保険の記録が無く、同社では、基幹要員であっても必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月26日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、i) 申立期間④当時のA社D出張所の元労務担当者から、申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述が得られたこと、ii) 昭和28年の社会保険庁(当時)の通達により、基幹要員は厚生年金保険に無条件で加入することとされたこと、iii) 同社が資格取得届を提出しないまま、厚生年金保険料を控除していた可能性があること、iv) 社会保険庁が廃棄処分した紙台帳の中に申立人の記録があった可能性があること等を主張し、再申立てを行っている。

しかしながら、i) 申立人が名前を挙げたA社D出張所の元労務担当者は、「原則、基幹要員は厚生年金に加入することになっており、基幹要員の申立人が加入していた可能性は高いと思うが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、はっきり覚えていない。」としているほか、新たに申立人が名前を挙げた同僚のうち、回答のあった6人からは、申立人の厚生年金保険の加入等について具体的な供述は得られず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できないこと、ii) 申立人が同期と主張する4人も、申立人が勤務していた出張所等を管轄していた同社C支店では厚生年金保険に加入していないこと、iii) 申立人が提出した通達「国家公務員共済組合法の一部改正に伴い、国に使用される臨時職員等に健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法を適用する件」(昭和28年9月9日付け保険発第195号)の対象者は、「国に使用される者で国庫から報酬を受ける非常勤職員、臨時職員等」とされていることから、同社から給与を受けていたとする申立人は国に使用される者ではないため、同通達の対象者ではないこと、iv) 申立人は、申立期間において所属していたE班の後継事業所であるF社の代表取締役であった平成7年当時、社会保険事務所から社会保険の適用除外の承認を受けていた者について、資格取得漏れとして社会保険料等の納付指導を受けた経緯があることから、A社も申立期間当時、同様の取扱いをしていた可能性があるとして主張するが、仮に、申立人が申立期間当時、社会保険の適用除外の承認を受けていたとしても、事業主が厚生年金保険の適用除外者の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いこと、v) 社会保険庁が廃棄した紙台帳に申立人の記録が含まれていた可能性があるとして主張するが、廃棄処分された紙台帳は、昭和32年9月以前の加入者の記録であり、申立人の被保険者記録が廃棄されたとは考え難いこと、vi) 申立期間に追加された申立期間④のうち昭和38年5月及び同年6月について、同社D出張所の元労務担当者の供述から、当該期間に申立人が同出張所に勤務していたことは推認できるものの、前記のとおり、同労務担当者は、「申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、はっきり覚えていない。」としていること、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月27日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、その後、申立人は、i) 申立期間④について、厚生年金保険料控除を示す資料としてA社D出張所の元労務担当者が新たに作成した文書があること、ii) 申立期間④当時の同僚で世話役であった者の名前を新たに挙げていること、iii) 申立期間①について、自身と働いていた現場は異なるが、同期の同僚4人には、A社B支店での厚生年金保険の被保険者記録があり、申立人が勤務していた同社G出張所も同社B支店が管轄する現場であったことから、申立人のみに記録が無いのは納得がいかないとして、再度、申立てを行っている。

しかしながら、i) 同文書は個人名により平成23年2月3日付けで作成されており、根拠となる具体的な被保険者期間や厚生年金保険料控除額等は一切記載が無く、また、A社では、当時の記録が無いため、申立人の厚生年金保険への加入の有無は不明であると回答していることなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできないこと、ii) A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④において、新たに挙げた同僚の名前は見当たらないこと、iii) 申立期間①において、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人と同じ班で基幹要員であった者の名前は見当たらない上、本社によると、申立期間①当時の同社G出張所の管轄は、時期は不明なもの、同社B支店から同社C支店に変更されていたとしている上、申立期間①当時、申立人が同社B支店で厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月17日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、基本方針の「第1 基本的考え方」、「第3 判断の基準」及び「別表2」の肯定的な周辺事情の例に基づき、再度、審議してほしいとしており、特に、「別表2」の肯定的な周辺事情の例として、申立期間④に係るA社D出張所の元労務担当者が文書等で、「厚生年金保険料を申立人から徴収した。」と供述していることを挙げている。

しかしながら、これまでの申立人に係る申立てに対して、当委員会は基本方針に基づいて審議しており、肯定的な周辺事情だけでなく、否定的な周辺事情も含めて総合的に判断し、「明らかに不合理ではなく、一応、確からしいこと」とまでは言えないとして、年金記録の訂正は必要でないとの結論を出している。

また、今回の申立てに対し、再度、当該労務担当者に聴取を行ったが、同氏は申立人に係る具体的な被保険者期間、保険料控除額等を記憶していないとしており、その供述内容は曖昧であることから、これは申立人が主張する基本方針に基づく肯定的な周辺事情の例とは言い難い上、申立人からは給与から保険料が控除されていたことを示す新たな資料や情報の提出は無く、そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたと認めることはできない。